

2012年10月3日

各位

会社名 ライフネット生命保険株式会社
 代表者名 代表取締役社長 出口 治明
 (証券コード:7157 東証マザーズ)

ライフネット生命保険、医療保険の給付金請求における 診断書提出を原則不要とし、簡易な請求プロセスを実現

当社への連絡から給付金の支払までにかかる日数を平均43日から9日に大幅に短縮

ライフネット生命保険株式会社(URL:<http://www.lifenet-seimei.co.jp/> 本社:東京都千代田区、代表取締役社長:出口治明、以下「ライフネット生命」)は、2012年10月2日より、医療保険の給付金請求書類のうち、医師の診断書(各種証明書)の提出を原則(※1)不要とし、請求者がより簡易に給付金を請求できる環境を整えたことをお知らせします。

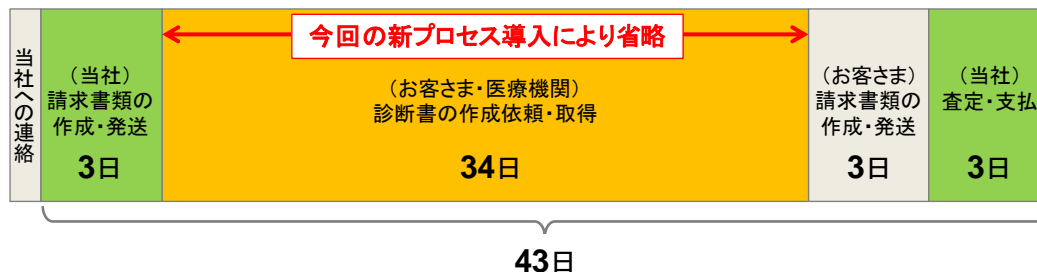
これまで、当社の医療保険に加入しているお客さまが給付金を請求する場合、所定の診断書の提出が必要となっていました。今回当社が導入する新プロセスでは診断書の提出を原則不要とし、医療機関への診断書作成・取得プロセスを省略します。(診断書の代替として、医療機関の窓口にて患者の申し出により原則無料で発行される「診療明細書」、および請求者の自筆による「治療状況報告書」をご提出いただきます。)

この結果、医療機関への診断書の作成依頼から発行までの期間が短縮され、当社への連絡から給付金の支払までにかかる日数が平均43日から9日程度に大幅に短縮される見込みです(※2)。また同時に、診断書の取得に係る5,000円程度の費用(※3)、および取得に係る手間も簡略化されるとともに、診断書を作成する医師や事務員等の医療機関側の負担も大きく軽減される見込みです。

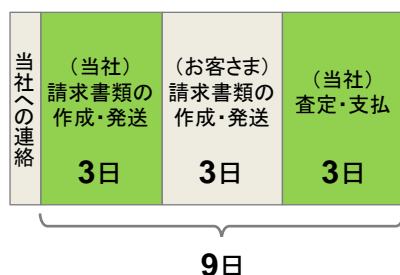
ライフネット生命は、生命保険の本業は、「保険金や給付金を、迅速・確実にお支払いすること」にあると考えています。今後も、「わかりやすく、安くて便利な保険商品・サービスを提供する」という理念に基づき、お客さまの利益と利便性に資する保険商品・サービスの実現に向け、邁進してまいります。

■当社への連絡～給付金の受け取りまでの日数 (当社実績に基づく比較)

<これまで>



<10月2日以降>



当社への連絡～給付金の受け取りまでの日数

43日 ➔ **9日**
(79%短縮)

ライフネット生命保険株式会社

※1 次の場合は当初からまたは追加で診断書の提出を求めたり、当社から医療機関等に事実確認を行うことがあります。また、入院の原因等によってはその他の書類を提出いただく場合があります。

- ✓ 診療明細書の提出ができない場合
- ✓ 請求者が被保険者以外(指定代理請求人等)となる場合
- ✓ 当社が定める特定の傷病(がん等)による場合
- ✓ 当社が定める治療期間を超える場合

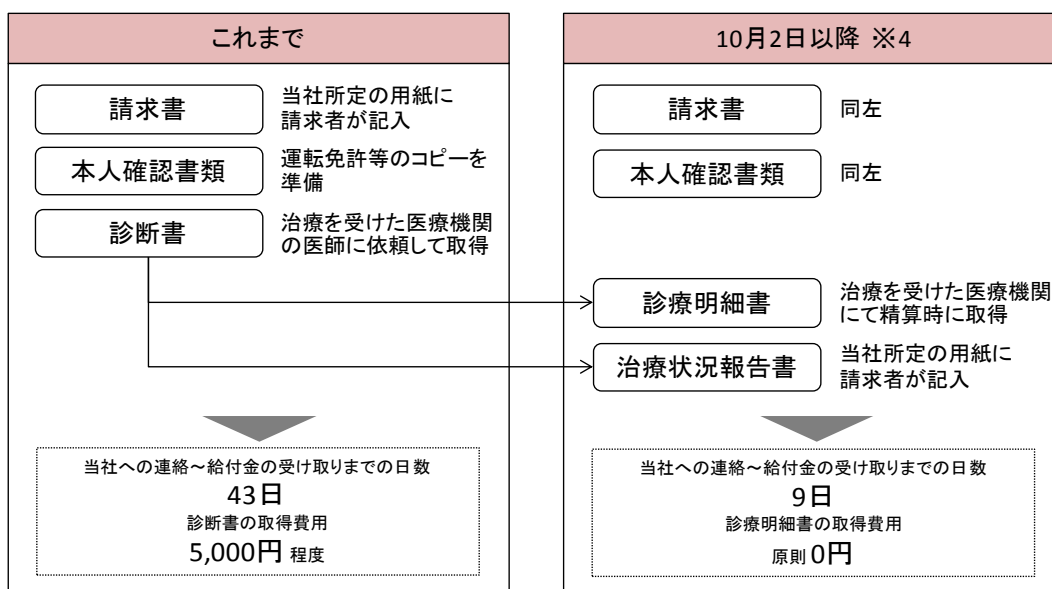
※2 開業～2012年8月に受け付けた医療保険の給付金請求における当社実績に基づきます。

※3 産労総合研究所「2007年 医療機関における文書料金実態調査」に基づきます。

■今回の新プロセスの対象となる請求

- 終身医療保険「じぶんへの保険」の入院給付金と手術給付金
- 定期療養保険「じぶんへの保険プラス」の入院療養給付金と外来療養給付金

■当社において給付金請求に必要な書類と、給付金の受け取りまでの所要時間・コスト



※4 この他に、当社から治療詳細等について病院等へ照会をおこなう場合に必要となる承諾書や領収書のコピー等を、必要に応じてご提出いただく場合があります。

ライフネット生命について URL: <http://www.lifenet-seimei.co.jp/>

ライフネット生命保険は、相互扶助という生命保険の原点に戻り、「正直に経営し、わかりやすく、安くて便利な商品・サービスの提供を追求する」という理念のもとに設立された、インターネットを主な販売チャネルとする新しいスタイルの生命保険会社です。インターネットの活用により、高い価格競争力と24時間いつでも申し込み可能な利便性を両立しました。徹底した情報開示やメール・電話・対面での保険相談などを通じて、お客さまに「比較し、理解し、納得して」ご契約いただく透明性の高い生命保険の選び方を推奨し、「生命(いのち)のきずな＝ライフネット」を世の中に広げていきたいと考えています。

会社および商品の詳細は <http://www.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

株主・投資家向けの情報は <http://ir.lifenet-seimei.co.jp/> をご覧ください。

本件に関するお問い合わせ先

03-5216-7900

広報: 吉川、関谷

IR: 堅田、近藤